

平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられました

詳しい内容は・・・

★国税庁ホームページで調べられます！
<https://www.nta.go.jp>

★電話相談センターで相談できます！
 税務署に電話して自動音声案内により「1」を選択、次に相続税の「2」を選択してください！

にせ税理士にご注意ください！

税理士をお探しの場合は、日本税理士連合会ホームページの「税理士情報検索サイト」で税理士などの検索が可能です (<https://www.zerishikensaku.jp>)。

事業主の皆さんへ

個人住民税は特別徴収で納めましょう

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税(県民税+市民税)の納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の4および弥富市税条例第42条の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

※毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。



納期の特例

総従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

問い合わせ先 愛知県総務部税務課 徴収グループ ☎052-954-6050
 愛知県総務部市町村課 税政グループ ☎052-954-6068
 市役所 税務課 市民税グループ ☎65-1111 (内線352~354)

● 所得税、個人事業者の消費税および贈与税の申告会場を津島商工会議所で開設します

▽開設期間

2月16日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日は休みですが、2月22日(日)・3月1日(日)に限り開設いたします。)

※開設期間中、税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っていませんので、津島商工会議所申告会場にお越しください。

▽開設時間

9時～17時

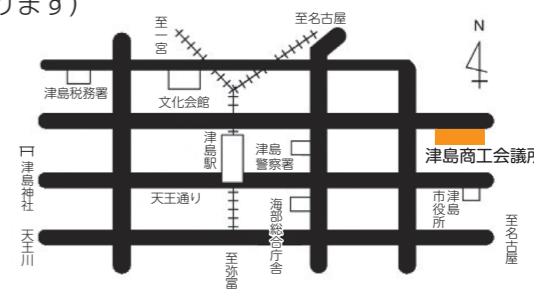
(申告書の作成には時間を要しますので、16時までにお越しいただくようお願い申し上げます。なお、会場の混雑状況により案内を早めに終了する場合があります)

▽会場

津島商工会議所(津島市立込町4丁目144番地)

▼問い合わせ先

津島税務署 ☎26-2162



確定申告書の送付は税務署より送付します。
 発送についてのお問い合わせは、直接、津島税務署へお願いいたします。

● インターネットに接続できる方におすすめです、ぜひご利用ください！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成することができます。

ここでは、作成した書類を印刷し、郵送で提出したり、e-Taxを利用できます。

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンラインで取得できます。)インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

《印刷した申告書の提出先》

〒496-8720 津島市良王町二丁目31番地の1 津島税務署

※確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入漏れにご注意ください。



e-Taxをご利用いただく前に、早めのご準備を

- ・e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
- ・電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。